

令和8年度 県産材又は市町村産木材の利用に係る木造化・木質化補助事業一覧

- ・受付件数上限に達した場合は、受付を終了していることがあります。
- ・詳細については、各自治体の受付窓口までお問合せください。

<市町村 補助事業>

補助対象	市町村名	担当課	窓口 電話番号	事業名	工事対象 (新築、改修など)	補助上限 (円)	条件	URL QRコード
店舗等	徳島市	農林水産課	088-621-5245	徳島市テナント店舗等 木質化モデル創出事業 補助金	新築・改修	100万円 (対象経費の1/3)	対象者 市内に新たに店舗等を開設し、又は既存店舗等を改修するテナント事業者又は物件所有者 対象経費 面的に県産材を仕上げ材として使用する床・壁・天井等の内装工事や、外壁・ウッドデッキ等の屋 外外装工事及び木製建具工事に係る経費 申請期間 令和8年5月15日から令和8年12月25日（完了後、当該年度の3月末までに営業すること）	https://www.city.tokushima.jp/smph/shisei/keizai/nousui/shinrin_gyou/250400a202303071518.html 
住宅	阿波市	農地整備課	0883-36-8721	阿波市木造住宅建築 推進事業補助金	新築	50万円 (1坪あたり1万円)	対象者 阿波市に住所を有している又は住所を有する予定の者で、住宅を新築する者 対象住宅 県産材を主要部材の60%以上使用して建築し、かつ住宅部分の床面積が40平方メートル以上280平方メートル以下の木造専用住宅、又は延べ床面積の二分の一以上を住宅部分が占める併用住宅 申請期間 令和8年4月1日から令和8年9月30日（令和9年3月31日までに建築工事が完了すること）	https://www.city.awa.lg.jp/docs/2026040300014/ 
住宅	三好市	農林政策課	0883-72-7617	三好地域木造住宅推 進事業補助金	新築	1棟100万円	対象者 三好市内に木造住宅を新築する者 対象施設 住宅部分の床面積が80平方メートル以上、280平方メートル以下である住宅 床・壁・天井に断熱材を使用した内容と同等以上の断熱性能を有している住宅 設計、施工、製材を三好木造住宅推進協議会の会員である業者が行うこと	https://www.miyoshi-i-tokushima.jp/docs/4825.html 
住宅					改修	50万円 (1平方メートル あたり5千円)	対象者 三好市内に、住宅を所有する者、店舗・事務所は物件所有者 対象経費 居室の内装または外装の見えがかり部分に使用する木材の面積に対して1平方メートルあたり5千円、又は改修工事に使用した木材費の4/5を補助 設計、製材もしくは施工、製材どちらかを、三好地域木造住宅推進協議会の会員である業者が行うこと。	
店舗等								
住宅	那賀町	那賀町林業 振興課	0884-62-1203	木づかい住宅等 支援事業補助金	新築、改修	一戸140万円 (1立方メートルあた り5万円)	対象者 申請時に那賀町に住所を有し、補助金交付時から10年以上町内に居住する者。 対象施設 申請者が所有する住宅又は倉庫、車庫。住宅は延べ床面積80平方メートル以上、かつ構造材の主要部材に町内産のスギ材、ヒノキ材等を80%以上使用したもの	https://www.town.tokushimakenaka.lg.jp/soshiki/1019/sumai/3741.html 

補助対象	市町村名	担当課	窓口 電話番号	事業名	工事対象 (新築、改修 など)	補助上限 (円)	条件	URL
住宅	神山町	産業観光課	088-676-1118	神山町産材使用 住宅新築等補助金	新築	60万円 (1立方メートル あたり3万円) ※町外だと30万円	対象施設 延床面積が33平方メートル以上かつ神山町認証木材の製材品を5立方メートル以上使用 申請期間 令和8年4月1日から令和8年11月30日 (完了後30日以内又は当該年度2月末日までのいずれか早い日までに報告書を提出、繰越可)	https://www.town.kamiyamagawa.lg.jp/docs/2025062500013/ 
住宅					増築	50万円 (1立方メートル あたり3万円) ※町外だと25万円	対象施設 増改築部分の延床面積が10平方メートル以上の工事 神山町認証木材の製材品を1立方メートル以上使用	
住宅					改築	30万円 (1立方メートル あたり3万円) ※町外だと15万円	申請期間 令和8年4月1日から令和8年11月30日 (完了後30日以内又は当該年度2月末日までのいずれか早い日までに報告書を提出)	
店舗等					改修	50万円 (1平方メートル あたり5千円) ※町外だと25万円	対象施設 店舗、事務所に神山町認証木材を20平方メートル以上使用し木質化 申請期間 令和8年4月1日から令和8年11月30日 (完了後30日以内又は当該年度2月末日までのいずれか早い日までに報告書を提出)	
住宅	海陽町	産業振興課	0884-73-4161	海陽町産材活用 住宅等建築推進事業	新築	100万円 (1立方メートル あたり5万円)	対象者 海陽町に居住している者、又は居住を予定している者	https://www.town.kaioyogawa.lg.jp/docs/2026060800013/ 
店舗等					増築	80万円 (1立方メートル あたり4万円)	対象施設 住宅については、町産材を主要部材の80%以上使用し、かつ住宅部分の床面積が50平方メートル以上の住宅、又は延べ床面積の1/2以上を住宅部分が占める併用住宅等 増築(非住宅施設含む)については、床面積が30平方メートル以上の施設等が対象	
住宅	東みよし町	産業課	0883-79-5339	三好地域木造住宅推 進事業補助金	新築	一棟60万円 ※条件を満たすと 最大200万円	対象者 東みよし町内に、自ら居住するための住宅を新築する者で、新築する住宅の同一敷地内に現に住宅を所有し居住している者以外の者 対象施設 住宅部分の床面積が80平方メートル以上、280平方メートル以下である住宅 床・壁・天井に断熱材を使用した内容と同等以上の断熱性能を有している住宅 設計、施工、製材を三好木造住宅推進協議会の会員である業者が行うこと	https://www.town.higashimiyoshi.lg.jp/docs/mokuzukukyou-r1.html 
住宅					改修	50万円 (1平方メートル あたり5千円)	対象者 東みよし町内に、住宅を所有する者、店舗・事務所は物件所有者 対象施設 居室の内装または外装の見えがかり部分に使用する木材の面積に対して1平方メートルあたり5千円、又は改修工事に使用した木材費の4/5を補助 設計、施工、製材を三好木造住宅推進協議会の会員である製材業者が行うこと	
店舗等								

補助対象	実施主体	電話番号	事業名	工事対象 (新築、改修など)	貸付上限	条件	URL
住宅	徳島県 (申込みは取扱金融 機関まで)	088-621-2484	地域に木づかう 住宅資金貸付制度	新築	3,000万円	対象者 県内に住宅を建てる者 対象施設 認証木材を使用 対象住宅を県内に本店の所在する業者によって建築 貸付金利：当初10年間2.00%、11年目以降は金融機関による（※金利の変動あり） 貸付期間：金融機関による	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/san-gvo/ringvo/7311708/ 
				改修	1,350万円		